

「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」抜粋

1 ガイドラインの概要、目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）第12条及び第13条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされている。

発注者は、入札金額の内訳の記載内容を確認し、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。

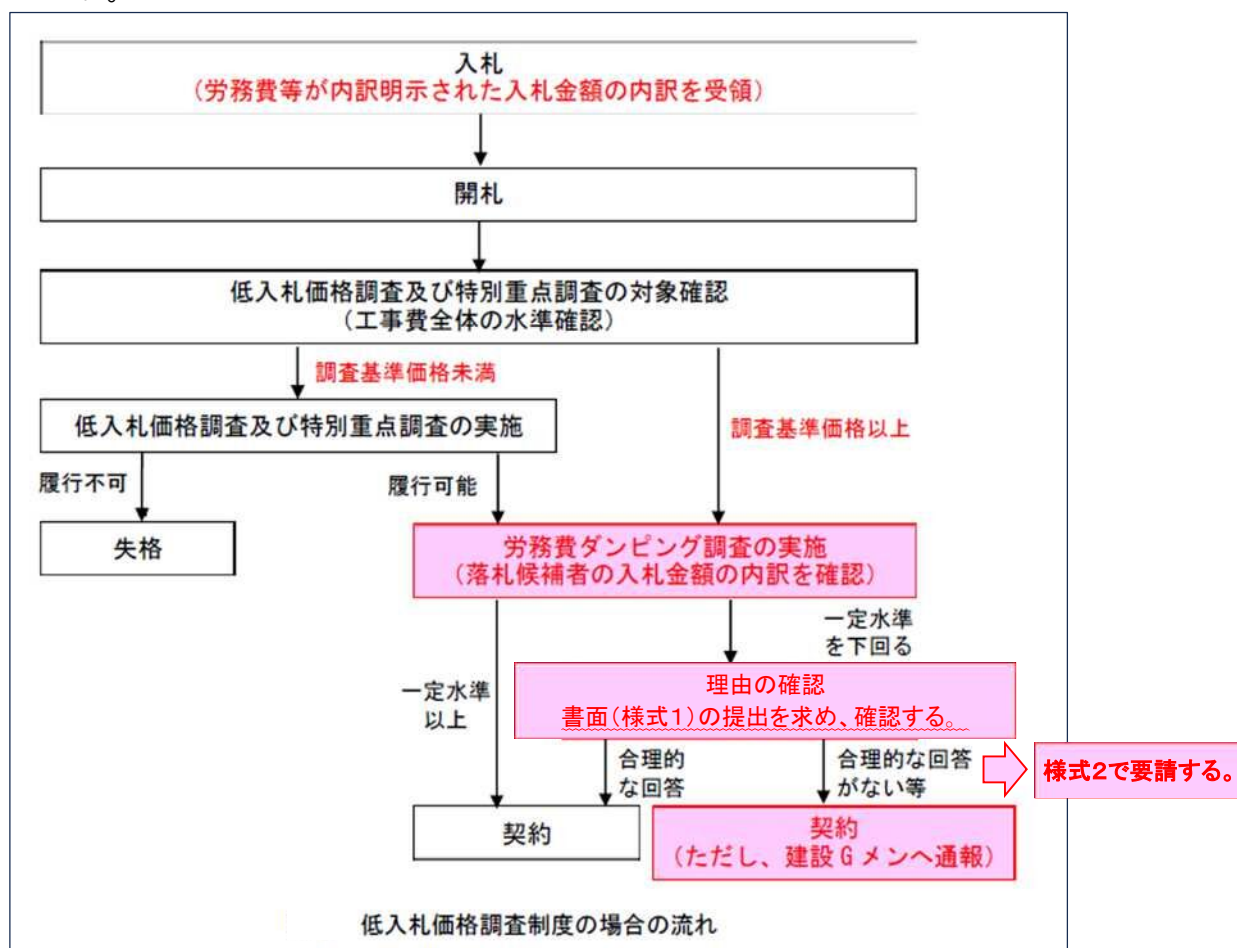
2 低入札価格調査制度の場合

現在実施している低入札価格調査制度を強化する目的として、落札候補者に対して、「労務費ダンピング調査」を実施するものである。

「労務費ダンピング調査」では、提出された入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には書面（様式1）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設業法40条の4に基づく調査を行う者（以下「建設Gメン」という。）への通報をあわせて行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、「6 建設Gメン通報」を参照。

また、低入札価格調査を実施した業者についても、建設Gメンへの通報を行うことが望ましい。



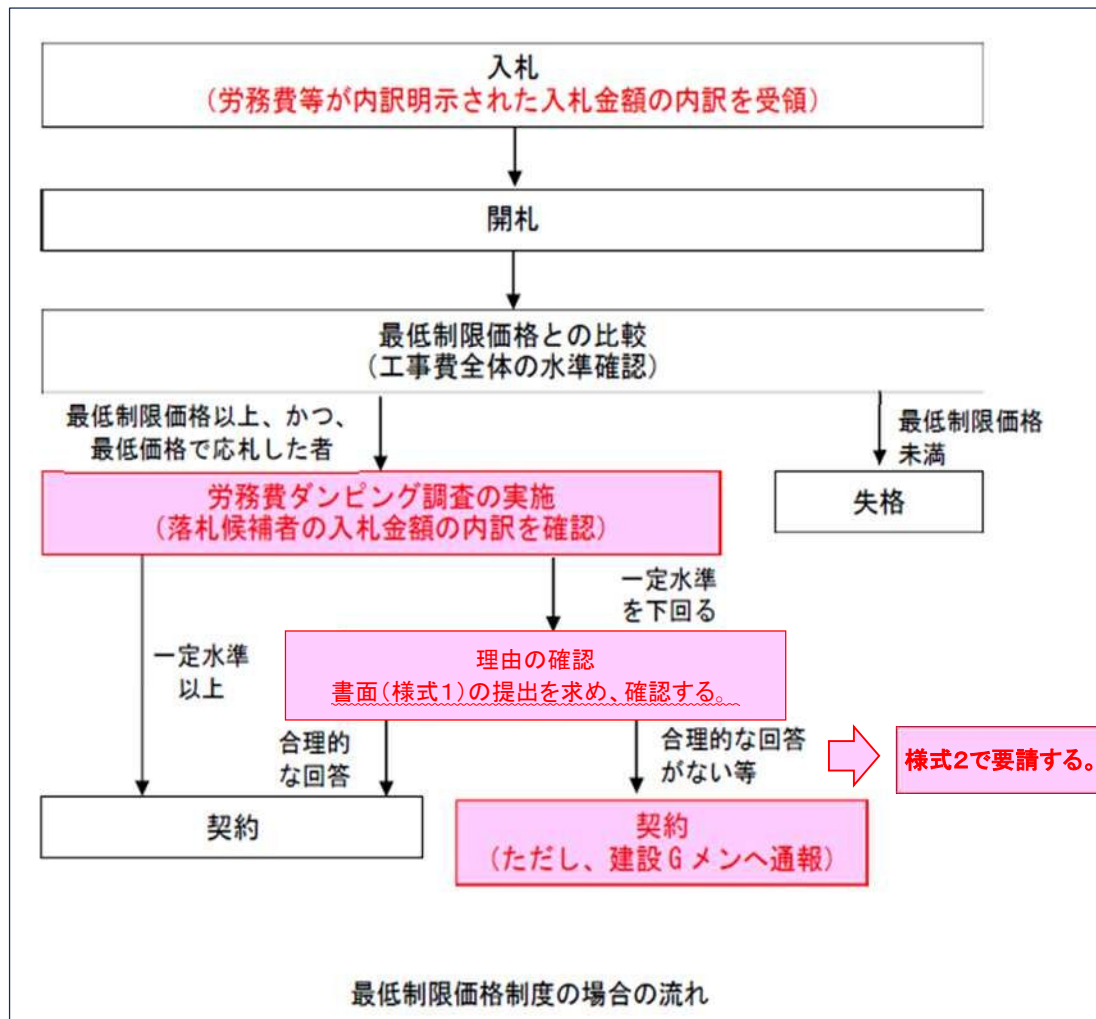
※「 」は、埼玉県の取扱い。

3 最低制限価格制度の場合

落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。

「労務費ダンピング調査」では、提出された入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には書面（様式1）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設Gメンへの通報をあわせて行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、「6 建設Gメン通報」を参照。



※「 」は、埼玉県の取扱い。

4 「一定水準」について

「労務費ダンピング調査」では、落札候補者が提出した入札金額見積内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行うことから、「一定水準」の設定が重要となる。この「一定水準」は、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」の活用を基本とする。

一定水準 = 当該工事の直接工事費の官積算額 × 係数

5 理由の確認

(1) 確認する内容（例）

- ・入札金額見積内訳書の作成では「労務費に関する基準（以下「労務費の基準」という。）」（又は公共工事設計労務単価）を踏まえているか？

- ・適用している「労務費の基準」（又は公共工事設計労務単価）は、最新の値か？
 - ・また、適用している「労務費の基準」（又は公共工事設計労務単価）の職種・工種・地域に発注者の想定と齟齬はないか？
- (2) 想定される合理的ではない回答（例）
- ・下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
 - ・最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
 - ・下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
 - ・本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
 - ・根拠なく概算で算出した。等
- (3) 合理的な回答が得られなかった場合の対応
- 発注者から「合理的な理由なく労務費を削減してはならない」、「適正な賃金を支払わなければならない」旨についての注意喚起・警告を原則として書面（様式2）で行った上で、建設Gメンへ通報する。通報先及び通報内容は、「6 建設Gメン通報」を参照。
- なお、理由の回答を拒んだ場合には、当該者の入札は入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書等において明らかにしておくこと。

6 建設Gメン通報

(1) 通報先

発注者は「労務費ダンピング調査」の結果、建設Gメンへの通報を行う対象となった場合及び建設Gメンへの通報が必要であると認められた場合、「入札契約適正化相談窓口」を経由した建設Gメンへの通報を原則とするが、建設業法違反に関する通報を受け付ける「駆け込みホットライン」への通報も可能である。

「入札契約適正化相談窓口」の連絡先

- ・関東地方整備局 048-601-3151（6695） ktr-kensan1-nyusatsu@ki.mlit.go.jp

(2) 通報内容

建設Gメンへの通報は、原則として電子メールによるものとし、主な通報内容の一例は、以下のとおりとする。また、下記以外の内容で、建設Gメンから提供依頼があった場合は、必要に応じて協力すること。ただし、金入設計書や落札者の内訳書等については、各発注者にて提供の可否を判断すること。

＜通報内容の一例＞

- ・通報者（発注機関名、担当部局名、担当者の氏名、連絡先）
- ・該当する入札参加者の商号又は名称
- ・主たる事務所の所在地
- ・代表者の氏名
- ・建設業の許可番号
- ・該当する工事名
- ・入札日
- ・応札率
- ・入札参加者の見積りによる工事の施工に要する費用（税込み）
- ・理由の確認の結果
- ・公告時の現場説明書や特記仕様書、質問書（回答含む）
- ・労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方
- ・金入設計書
- ・落札者提出の内訳書

令和 年 月 日

(発注者)

●●●● 様

(落札候補者)

住所

商号又は名称

代表者 氏名

理 由 書

□□□□工事について、当該直接工事費（労務費）が一定水準を下回った理由は、以下のとおりです。

□□第 号
令和 年 月 日〇〇建設株式会社
代表取締役 社長 〇〇〇〇 様

(発注者)

●●●●長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

「□□工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては、合理的な理由なく労務費を削減しないこと。